

総務委員会審査日程表

日時 令和6年9月12日（木）

午前10時 開議

場所 第3・4委員会室

- 第1 陳情第11号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書
- 第2 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度流山市一般会計補正予算（第3号））
- 第3 議案第43号 令和6年度流山市一般会計補正予算（第4号）
- 第4 議案第44号 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第45号 字の区域及び名称の変更について（新川耕地地区）
- 第6 所管事務の継続調査について

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査結果

- 1 調査期間 令和2年10月13日(火) ~ 10月27日(火)
- 2 調査対象者及び対象人数 管理職885人(令和2年10月1日時点)
- 3 アンケート項目
 - 問1 これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話含む)において、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか
 - 問2 購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか
※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答
- 4 アンケート実施方法 任意回答、無記名で電子申請システムにより実施
- 5 回答者数 745人(回答率84.2%)

問1	これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話含む)において、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか					
	ある		ない			
	546人	73.3%	199人	26.7%		
問2	購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか ※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答					
	感じた		感じない		未回答	
	377人	69.0%	159人	29.1%	10人	1.8%

令和6年度 政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート集計結果

実施期間	令和6年5月7日～令和6年5月31日	
回答数	146名 (管理職総数165名)	
回答率	88.5%	

※ 問2・問5・問7・問11・問12・問13は、複数回答可

【問1】本市市議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか。

選択肢	ある	ない
回答数	80	66

【問2】勧誘を受けたときの職位についてお聞きます。

選択肢	部長級 (8級)	課長級 (7級)	課長補佐級 (6級)
回答数	1	28	64

【問3】勧誘を受けた政党数は、いくつありますか。

選択肢	1政党	2政党以上
回答数	54	26

【問4】市議会議員から購読の勧誘を受けたとき、どのような状況でしたか。

選択肢	勤務中	勤務時間外
回答数	69	11

【問5】問4で「勤務中」と答えた方にお聞きます。勧誘を受けた場所はどこですか。

選択肢	執務室内	窓口 カウンター	議員控室	上記以外の 廊下、通路、 ピロティなど 庁舎内	電話	その他
回答数	62	4	1	4	12	0

【問6】市議会議員から購読の勧誘を受けたとき、購読しなければならないというような圧力を感じましたか。

選択肢	感じた	感じなかった
回答数	58	22

【問7】問6で圧力を「感じた」と答えた方にお聞きます。その時の職位についてお聞きます。

選択肢	部長級 (8級)	課長級 (7級)	課長補佐級 (6級)
回答数	2	17	49

【問8】勧誘を受けた政党機関紙を購読しています(いました)か。

選択肢	購読している	購読したが、 現在は購読し ていない	購読を断った
回答数	56	12	12

【問9】購読申込みに当たり申込書の記入、契約書の作成、ネットやアプリで入力等の契約行為を行いましたか。

選択肢	購読している (した)全ての 機関紙につい て、契約行為 を行った (1紙のみ購読 の場合を含む)	購読している (した)全ての 機関紙につい て、契約行為 を行ったこと はない (1紙のみ購読 の場合を含む)	契約行為を 行った機関紙 もあるが、 行っていない 機関紙もある
回答数	5	60	3

【問10】問9で「契約行為を行った」機関紙について、申込書や契約書に購読期間は定められていましたか。

選択肢	購読期間は定 められていた	購読期間は 定められてい なかった	覚えていない	未回答
回答数	0	1	5	2

【問11】購読の継続に当たり、購読期間ごとや年度ごとに意思確認はありましたか。

選択肢	市議会議員 から購読継続 の意思確認が あった	市議会議員 から購読継続 の意思確認は 一切なかった
回答数	12	59

【問12】政党機関紙は、主にどのような方法で購読しています(いました)か。

選択肢	自席に配達	電子媒体	窓口カウン ターに配達	行政管理課 の文書棚、 教育委員会 の文書棚等に 配達	自宅に配達	その他
回答数	53	3	11	1	9	3

【問13】購読料金は、主にどのような方法で支払っています(いました)か。

選択肢	勤務中に 現金払	勤務時間外 に現金払	口座振込み又 はキャッシュ レス決済(クレ ジットカード決 済、キャリア決 済、QR/バー コード決済等)
回答数	60	7	12

【問14】問13で「勤務中に現金払」と答えた方にお聞きします。どこで支払を行っています(いました)か。

選択肢	執務室内	窓口カウンター	その他
回答数	52	8	0

【問15】購読を断ったが、その後も引き続き勧誘を受けたことがありますか。

選択肢	ある	ない
回答数	2	10



ハラスメントに関するアンケート結果について 長生村がアンケート 令和5年6月

ハラスメントアンケート調査結果

役場職員用

実施期間	令和5年6月28日～令和5年7月7日
対象者	141名の内103名の回答
問1	議員からハラスメントを受けたことがありますか？ ある 26 / 103
問2	議員からハラスメントを受けているのを見たことがありますか？ ある 19 / 103
問3/問4	どのようなハラスメント行為がありましたか(複数回答あり)
パワハラ	計 141
威圧的・高圧的な発言	28
理不尽な要求	20
大声での叱責、意に沿わない対応に恫喝	18
機関誌の勧誘、購読の強要	9
横暴な態度	9
勤務時間外での対応(電話含む)	8
急な業務の変更及び延期	6
食事、酒席への強要	5
挨拶しても無視される	4
長時間拘束される	4
優越的な関係を背景とした要求	4
過剰な資料要求	4
業務上必要かつ相当な範囲を超えた要求	4
容姿に関すること	3
理不尽な罵倒	2
人格の否定する発言や個人を攻撃する	2
物を投げつけられる、殴られる、胸ぐらをつかまれる等	2
プライベートの話が聞かされる	2
同調するよう圧力をかける	2
労働者の就業環境を害した	2
配慮に欠ける発言	1
課長職以外の職員とは話をしようとしていない	1
自分の過ちを訂正しない	1

職員2割が「村議からハラスメントを受けた」 威圧的な発言、理不尽な要求、機関紙の勧誘・購読の強要も

●小倉利一議員(村議会議長、無所属)「こんなにあったのかと思った」
(千葉日報9月20日付より)

●関克也議員(議会改革特別委員長、共産党)「思ったよりも多かった。意識改革をしてハラスメントが起きない環境を」
(朝日新聞9月25日付より)

問6	誰かに相談しましたか(複数回答あり)	計	44
	相談できなかった		19
	上司		7
	同僚		6
	家族		4
	議員		3
	課内等で共有した		3
	友人		1
	弁護士		1
問7	ハラスメントがあった際、どのような対応をしましたか(複数回答あり)	計	47
	何もなかった(我慢した、言えなかった)		18
	相手にはっきり伝えた		9
	上司がフォローしてくれた		5
	受け流した		3
	上司に相談した		3
	謝った		2
	相談した		2
	相手にわからせようとした		2
	上司に相談したがフォローしてくれなかった		1
	当事者ではないため		1
	録音機の使用		1
問8	ハラスメントがあった際、何もなかったのはなぜですか(複数回答あり)	計	31
	相談しても解決しないと思ったから		6
	業務に支障がでると思ったから		5
	仕返しをされると思ったから		5
	職場での立場が悪くなりそうだから		3
	上司が我慢していたから		2
	我慢した方がいいと思ったから		2
	助けてくれる職員がいないから		2
	改善の余地がないと思ったから		2
	庁舎内に広まると思ったから		1
	上司の判断		1
	上司に相談したが取り合ってもらえなかった		1
	口止めされていたから		1

千葉県長生村議会は、パワハラ問題をきっかけに、6～7月に職員と議員を対象にハラスメントに関するアンケートを実施。村議からハラスメントを受けたことがあると答えた職員が26人(のぼった「見た」は19人)。
具体的なハラスメント行為の訴えで4番目に多かったのが議員による職員への「機関紙の勧誘、購読の強要(9人)」である。
また、ハラスメントがあっても「相談できなかった」「我慢した」。その理由として「相談しても解決しない」「仕返しをされると思った」「職場での立場が悪くなりそう」と答えている。職員が行政に相談することは困難で、「相談がないことが、ハラスメントがない」ことを意味していない事実が極めて重要。

ハラスメントアンケートを大規模に実施

市議からのパワハラ被害の上位4番目に「機関紙の勧誘/購読の強要」があげられる

千葉県の柏市で、令和5年6月2日「柏市議会ハラスメント防止条例」が成立しました。議員が他議員のハラスメント行為を見聞きした際に議長への報告が責務となります。条例案は全会派でつくる検討会がまとめ、議員提案として出されました。

この条例制定に先立ち、令和5年4月に全職員に「柏市議会議員からハラスメントを受けたことがあるかどうか」というアンケートを実施しました。その結果、7名の職員から「機関紙の勧誘/購読の強要」の訴えがありました。

条例制定にあたり、古川隆史座長は「ハラスメントは人権侵害。決して許されるものではない」「今起きているハラスメント、未来に起こるハラスメントに対応する必要があった」と報道陣に説明しています。

また、令和6年4月15日付で、柏市・太田和美市長は「機関紙勧誘」について、以下の見解を文書で本会に寄せてくださいました。

政党機関紙の庁舎内勧誘行為における実態調査を求める要望書について（回答）

庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、柏市庁舎管理規則第9条により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があります。政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要となります。しかし、許可を得ずとも勧誘行為を認めてきた経緯があり、それが習慣化しているのが現状です。

（中略）この結果を受けて、政党機関紙の勧誘等に対し、市議会とも連携し、対応を検討してまいります。

柏市長 太田和美

調査結果の概要

- 【目的】 ハラスメント防止条例制定のための検討にあたり、ハラスメント状況の実態を把握するため実施したもの。
- 【実施期間】 令和5年4月17日～令和5年4月21日
- 【対象者】 LINEIDを保有する職員並びに議員
- 【方法】 匿名による庁内アンケート並びにLINEWORKSアンケート
- 【回答者数】 職員：1,827人 議員：24人

	職員	議員
問1 あなたは柏市議会議員からハラスメントを受けたことがありますか。	ある - 157 /1,827	ある - 6 /24
問2 あなたは柏市議会議員または柏市職員が、柏市議会議員からハラスメントを受けているのを見たことがありますか。	ある - 316 /1,827	ある - 18 /24
問3/問4 どのようなハラスメント行為がありましたか。		
【バワハラ】 ささいなミスを大声で叱責、必要以上に長時間の叱責、意に沿わない対応に恫喝（精神的な攻撃）	169	14
【セクハラ】 彼氏又は彼女がいるのかと聞かれる、早く結婚しろと言われる等により苦痛を感じる等（発言）	154	5
【セクハラ】 プライベートの話を職場等で大きな声で話をされることにより、苦痛を感じる（発言）	105	4
【セクハラ】 プライベートの話を執拗に聞かれることにより、苦痛を感じる（強要）	100	3
【セクハラ】 性的な言葉を言われる、周囲で性的なことを話している（発言）	73	3
【バワハラ】 威圧的・高圧的な発言/理不尽な罵倒	16	3
【バワハラ】 人格を否定する発言/個人を攻撃する発言	12	2
【バワハラ】 機関紙の勧誘/購読の強要	7	2
【バワハラ】 理不尽な要求	7	2
【バワハラ】 子供の有無に関する発言	7	2
【バワハラ】 セクハラ以外のプライベートの話を聞かれる/される	7	1
【バワハラ】 挨拶しても無視される等（人間関係からの切り離し）	6	1
【バワハラ】 対応を優遇する趣旨の発言	6	1
【セクハラ】 身体を触られる（身体の接触）	5	1
【バワハラ】 物を投げつけられる、殴られる、胸ぐらをつかまれる等（身体的な攻撃）	5	1
【バワハラ】 容姿についての発言	4	1
【マタハラ】 妊娠中や産（前）休明けに心ない言葉を言われる	3	1
【バワハラ】 威圧的・高圧的な発言/理不尽な罵倒		1

赤線は陳情者によるもの

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「改正法」という。）による建築基準法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、法の条項ずれが生じたため、手数料条例の引用条文の整理を行うものである。

2 改正内容

流山市手数料条例 別表第9（建築基準法関係）について法改正に伴い引用条文の整理を行う。

【改正前】別表第9 建築基準法関係

手数料を徴収する事務の区分
4 建築基準法(中略)第18条第16項の規定による完了の通知に対する検査
5 建築基準法(中略)第87条の4において準用する同法第18条第16項の規定による建築設備に関する完了の通知に対する審査
6 建築基準法(中略)第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第16項の規定による完了の通知に対する検査
7 建築基準法(中略)第18条第19項の規定による特定工程の工事の終了の通知に対する検査((後略))
8 建築基準法(中略)第18条第24項第1号若しくは第2号(それぞれ同法第87条の4又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物、建築設備又は工作物の使用の認定の申請に対する審査

【改正後】別表第9 建築基準法関係

手数料を徴収する事務の区分
4 建築基準法(中略)第18条第20項の規定による完了の通知に対する検査
5 建築基準法(中略)第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定による建築設備に関する完了の通知に対する審査
6 建築基準法(中略)第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第20項の規定による完了の通知に対する検査
7 建築基準法(中略)第18条第28項の規定による特定工程の工事の終了の通知に対する検査((後略))
8 建築基準法(中略)第18条第38項第1号若しくは第2号(それぞれ同法第87条の4又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物、建築設備又は工作物の使用の認定の申請に対する審査

3 施行期日について

改正法の政令で定める日と同日。